

4月号

『行政処分等の基準』 改正について 等

国土交通省自動車局

・TOPIX

1、処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)

平成30年7月1日施行予定

・過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

| 現行基準 | | 改正基準 | | |
|---|--|-----------------------------------|---|--------------------|
| ・乗務時間等告示遵守違反 未順守 5件以下 未順守 6件以上15件以下 未順守 16件以上 未順守 31件以上3名以上等 | | 警告 10日車 20日車 30日 事業停止 | ・乗務時間等告示遵守違反 左記4項目とともに 月の拘束時間 293時間以内(労使協定320時間)と 休日労働2週間に1回までの 未順守 1件で 加算 未順守 2件以上で 加算 | 10日車 20日車 |
| ・健康状態の把握義務違反 把握不適切 50%未満 把握不適切 50%以上 | | 警告 10日車 | ・疾病、疲労等の恐れある乗務 健康診断未受診者 1名 健康診断未受診者 2名 健康診断未受診者 3名以上 | 警告 20日車 40日車 |
| ・社会保険等未加入 一部未加入 全部未加入 | | 10日車 20日車 | ・社会保険等未加入 未加入 1名 未加入 2名 未加入 3名以上 | 警告 20日車 40日車 |

2、処分量定の引き上げ(トラック)

平成30年10月1日開始予定

・行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

例えば 処分150日車のとき

| | | | |
|-----------------|----------------------|--------|--------------------------------|
| (現行) 配置車両 5両の場合 | 2両×75日 | ⇒ (改正) | 2両×75日 |
| 配置車両 10両の場合 | 2両×75日 | ⇒ | 5両×30日 |
| 配置車両 100両の場合 | { 7両×18日 1両×24日 } | ⇒ | 15両×10日 (状況判断で20両・30両もありうる) |

3、乗務させてはいけない項目として『睡眠不足』を追加

平成30年5月中旬よりスタート

・ドライバー点呼時に睡眠不足の確認義務付け

・営業推進課

物流業界ではGマーク認定が重要！！

永藤良太 社員 平成30年3月4日 運行管理者資格(旅客)試験に合格しました

物流新聞

発行元
株式会社リックサポート
営業推進課
☎ 092-944-6161
Fax 092-944-6677

●発行年月日 二〇一八年四月二十日
●発行人 永藤 良太
●運行管理者資格者 貨物・旅客
井上 拓樹・原口 勝義
●運行管理者資格者 貨物

— 業界情報誌のご紹介 —



時代は物流

業界はどう動くのか、環境の変化
にあわせ進化し続ける。

「オンリーワン」

「NOW」

「ネットワーク」

「購読のお申し込みは」
株式会社 物流ニッポン新聞社

☎ 092-474-5858

HP<http://www.logistics.jp/>



リックサポート

検索

ご意見ご感想等ございましたら当社までご連絡ください。